

## 岡本の国会での質問

163-衆-外務委員会-3号 平成17年10月21日

○原田委員長 次に、岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本でございます。

私も、きょう初めて外務委員会での質問をさせていただきますが、まずは今回の議題でもあります万国郵便連合憲章の第七追加議定書並びに万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約そして約定について御質問させていただきたいと思っております。

今回は、二〇〇四年のブカレストの会議においての合意に基づいての条約変更だというふうに伺っておりますが、今後、これから三年後、次のケニアのナイロビに向けて、日本として、今回の条約変更を踏まえ、どういうふうな問題意識を持って次の大会議に臨まれるのか、その点について御答弁をいただければと思っております。

○町村国務大臣 今後の課題、次回に向けての取り組みということでございます。

先ほど、たしか越智委員でございましたか、到着料制度というのがありますが、現行の到着料制度は必ずしも実際の配達費を賄う水準になっていないということで、先進国を中心に見直しの声がかかなり強く上がっております。今回の改正においても一部引き上げが行われておりますけれども、まだまだ実際に費用を賄うものにはなっていないということで、この辺については引き続き議論の大きなテーマになるんだろうと思っております。

そのほか、民間業者との競合問題とか、民営化を含めて郵便事業の主体が加盟国間で多様化していることであるとか、あるいはITの普及等で通信手段が多様化、高度化しているということで郵便そのものの事業も国際的にも少し減少ぎみ、こういった環境の変化にどう対応していくのかという幅広い問題意識も持ちながら次回に向けて積極的に取り組んでいく必要がある、かように考えております。

○岡本(充)委員 ありがとうございます。

私は、それに加えて、日本の郵便技術をやはり発展途上国の各国にも供与をすとか、そしてまた、今後、世界での郵便の技術の促進に日本がどういうふうに役立てるかだとか、そういった部分についても日本としてぜひ提案をしていただきたいと思いますというふうに意見を申し述べさせていただきます。まずはこの問題はお話を一たん終了します。

私は、きょう、特にもう一つお聞きをしたい重要なテーマとして、日米関係の中で大変重要な懸案となっておりますアメリカ産牛肉の輸入再開の問題について、外務省としての認識、そしてまた今後とるべき道のあり方について、きょう政府参考人に来ていただいております内閣府、厚労省、そして農水省のそれぞれの皆さん方にお答えをいただきたいというふうに思っております。

まずは、BSEの問題です。

日米間におけるさまざまな重要テーマがある中で、どのような重要度を占めると大臣はお考えか、またそこは類推になるかもしれませんが、逆に、大臣として、アメリカはどのような重要度だというふうに認識をしてお考えか、大臣の御認識をいただきたいと思っております。

○町村国務大臣 米国産牛肉の輸入再開問題、これは日本の消費者の食の安全の問題ということで、今、この食の安全についていろいろな問題が発生をしている中でございます。しかも、アメリカの主要な輸出品目の一つということもあるものですから、これは日米間で解決をしなければならぬ重要な問題である、ただ、あくまでも、日本の消費者の食の安全という基本的な視点を持った上で取り組んでいくテーマだ、こう考えております。

アメリカではどうだろうかということではありますが、これはブッシュ・小泉会談でも、あるいはライス長官と私の話し合いの中でも、ほぼ必ず先方から提起される問題でございます。これは、政府自身はもとよりでございますが、米国議会、あるいはその背景にある関連する畜産業界、大変政治力も強いというような話も聞いておりますが、この問題のできるだけ早い解決という声が大変強く出されているということを私も承知をしております。

したがって、アメリカ全体にとりまして大変これは大きな問題になっているんだ、かように認識をしております。

○岡本(充)委員 そういった中で、大臣の御認識の中では、報道されているように、アメリカ側からの対日制裁が近々にもあるというふうな御認識をお持ちかどうか、お答えをいただきたいと思えます。

○町村国務大臣 幾つかの制裁の動きが米国の議会の中で既に起こっております。もうこれは春先からそうした議論、発言が行われ、現実には法案という形あるいは決議という形で出されております。今ちょっとその詳細は手元にはございませんけれども。

それでは、制裁の可能性がどうかという今お話でございますが、これは相手国議会の中の話でございますから、今、私が軽々に、制裁法案が通るであろう、通らないであろうということを申し上げるのは適切でないと思えますけれども、そうしたさまざまな決議案あるいは法案が出されているということからすると、米議会の中で大変大きな政治問題にもう既になっているし、今だんだんその緊張感といましようかテンションが高まってきている、そんな状態にあるというふうに私は受けとめております。

○岡本(充)委員 大臣の認識は伺ったわけですが、時間の関係上、ちょっと幾つか伺いたいんですけれども、それほど多く聞けませんので、論点を絞ってお伺いしたいと思います。

一つ目は、もうちょうど一年前になります、平成十六年の十月に日本政府と米国政府における牛肉及び牛肉製品の貿易の再開に係る共同記者発表というのがなされました。この中で、「日本への米国産牛肉の輸出」の「販売促進プログラム」という中に、特定危険部位、SRMの除去、それから二十カ月齢の月齢確認をした上での輸入再開の話が進むんだというような話が載っておりますが、例えば飼料規制の問題だとかトレーサビリティの問題だとか、こういったものはこの中に上ってきておりませんが、外務省としては、この問題を提起しなかったのは、あくまで厚労省、農水省側からの話で載せなかったのか、それとも主体的に外務省がこのテーマを出さなかったのか、その点についてはどのように御認識をされているのでしょうか。

○石川政府参考人 お答え申し上げます。

委員の御質問の点でございますけれども、私ども外務省としましては、日米間の牛肉貿易再開をめぐる協議、昨年のお話を今ちょうどいたしましたけれども、国内の関係省庁の皆様と密接に協力しながら、科学的知見に基づき、我が国の消費者の食の安全の確保を大前提にするという一致した基本方針で対応し、米側にもそのように申してきたところでございます。

○岡本(充)委員 リスク管理官庁ではない外務省に聞くのは酷かとは思いますが、そういった中で、当時、実務者間の交渉の中でも既に飼料規制の話だとか、それから日本の国内ではトレーサビリティの話だとかが出ていたわけですね。科学的な結果というものが出ていない。

同様に、SRMの除去だって、当時は食品安全委員会の最終的な答申が出ていたわけではなくて、そういった意味においては、当然、科学的な根拠に基づいて交渉を進めるのであっても、こういったテーマが議題に上ってこのペーパーの中に入ってもしかるべきだったのではないかと思うんですけれども、こう言うてはなんですか、日本側が譲歩をしてしまったわけではないですよということの確認を外務省にぜひ。

もう一点は、外務省としてこのテーマをあえて出さなかったのか、それとも、このテーマは出さないという農水省、厚労省からの御提案があったのか、その点について御確認をいただきたいと思っております。

○石川政府参考人 各論についてお尋ねをいただきまして、先ほど申し上げるべきだったと思っております。

もとより、私どもとしましては、知見を有していらっしゃる厚生労働省さん、あるいは農林水産省さんと緊密に協議してまいっておるわけでございますけれども、ただいまの御指摘の点を含めまして、私どもとしては、これは科学的知見に基づくというカテゴリーの中でアメリカとしっかりやっていきたい、このように考えておったわけでございます。

○岡本(充)委員 答弁になっていないと思うんですよね。それは時間の関係上、また場を改めて伺います。またお越しいただいた場でお伺いします。

私としましては、この危険の問題については、おっしゃるとおり、私も農水委員会で、もう本当に、きょうも政府参考人として来ていただいている中川局長さん初め、農林水産委員会では多くの皆様方にいつも御質問させていただいておりますけれども、決して僕もアメリカ産牛肉の輸入を再開するなど言っているわけではない。アメリカの側にもそれなりの対応、譲歩をしていただく中で日本としての外交交渉はあるべきじゃないかという趣旨での御質問をさせていただいております。

そういった点も踏まえて、いよいよもう、月曜日にも食品安全委員会がまたあるようでございますけれども、きょうは、内閣府からも、そして厚労省、農水省からも来ていただいております。お越しいただいたのに時間の関係で余り深くお聞きすることができなかったことは申しわけありませんが、私としては、また場を改めてこの問題はお聞かせいただきたいと思っております。

改めて、今後の交渉に当たる御決意と、御自身の省庁、それぞれ管理省庁、そしてリスク評価の部署としての責任あるお答えと、さらには最後に大臣から、今後の日米交渉においても、引き続き日本の確固たる科学的知見に基づく主張をしていくんだという御決意をいただいて、私の質問を終わりたいと思っております。

○松本政府参考人 食品安全委員会には、米国が定めます牛肉の輸出証明プログラムというのが確実に実施されるということを前提として諮問しております。仮に米国産牛肉が輸入再開された場合には、この輸出証明プログラムの遵守の確保というのは一義的には輸出国政府の責任であると考えておりますけれども、厚生労働省といたしましては、リスク管理機関として、輸入再開後には我が国から定期的に担当官を派遣して査察を実施し、米国側の輸出証明プログラムが確実に機能し、仮に問題が発生した場合でも適切な改善が図られるシステムとなっているか否かを確認することとしております。

厚生労働省といたしましては、食品安全委員会の意見を踏まえつつ、農林水産省と連携し、食品安全委員会のリスク評価の前提とされた条件が徹底されるよう対応してまいりたいと考えております。

○中川政府参考人 お答え申し上げます。

農林水産省も、厚生労働省と一緒にリスク管理官庁でございます。しかも私は、平成十五年十二月にアメリカからの牛肉の輸入を停止して以来、この担当をしてきている者でございます。リスク管理官庁といたしまして、国民の食の安全を確保していくために、きちっとその決められたことが守られますように、責任を持ってきちっとした対応をしていきたいというふうに思っております。

○齊藤政府参考人 お答え申し上げます。

米国産牛肉等に関するリスク評価につきましては、本年の五月以来、諮問を受けてから既に八

回にわたりまして精力的にプリオン専門調査会において御議論をいただいております。御承知のように、来週二十四日には次の会合が予定されております。今までプリオン専門調査会では報告書を取りまとめるということで全般的な審議を行ってきたわけですが、次回におきましては結論部分を中心に議論がされるというふうに承知しております。

いずれにいたしましても、食品安全委員会は国民の健康の保護を最優先として、中立公正の立場から科学的な知見に基づいた議論をするということで、プリオン専門調査会におきましてもその趣旨で精力的に引き続き御議論をいただけるというふうに思っております。

○町村国務大臣 今それぞれ御担当の方がお話ししたとおりでありまして、食品安全委員会で相当長い期間精力的な議論が行われているということを承知しております。食の安全という観点で今まさに議論が行われておりますので、粛々とそうした今後の手続が進み、その結果として米国産あるいはカナダ産等も入るのかもしれませんが、そうした輸入牛肉問題が適正に解決されることを期待しております。

○岡本(充)委員 どうもありがとうございました。